## 人いきいき

### 地域活動を活発に行い、優良農村青年表彰を受賞

**大坪　辰矢さん（高園　29歳）**
**林　慎也さん（駒里　32歳）**

**オホーツク管内農業委員会連合会総会が4月9日に開かれ、大坪さんと林さんが「オホーツク優良農村青年表彰」を受賞しました。この表彰は、管内において過去3年以上農業経営を有する農村青年で、現在も農業に従事し、農業技術の普及推進およびグループ活動の指導能力などを有し、他の青年の模範となる方を対象としています。**

大坪さんは、大学卒業後に就農し、町4HクラブやｊＡきたみらい青年部、玉ねぎ青年部、畑作専門部に加入。4Hクラブでは、平成25年度に会長を務め、農業に関することを分かりやすくまとめた「農業事典」のまとめと追録作業を行いました。この「農業事典」は、地域農業の発展に貢献したほか、子どもたちに農業体験の指導を行うなど地域活動も積極的に行いました。

林さんは、短期大学を卒業後に就農し、町4HクラブやｊＡきたみらい青年部、畑作専門部に加入。4Hクラブでは、平成26年度に会長を務め、農作業中の安全面の対策や事故を未然に防ぐ「ヒヤリハット」の提案などをまとめました。また、ビストロくんねっぷの一員として地域に根差した活動を続けています。

「前の代が取り組んでいた『農業事典』をまとめようと会員の中で話があり、作業を始めました。なかなか人が集まらない中での作業ばかりで大変なこともありましたが、先輩方が取り組んできたことを会員たちで完成させることができてうれしかったです」（大坪さん）

「自分が農作業中にけがをしそうになったことをプロジェクトの課題にしようと提案したことがきっかけで取り組みました。そのきっかけの出来事を再現するための写真を撮る作業に苦労しましたが、会員が協力してくれたおかげで、完成させることができたので、感謝しています」（林さん）

写真左から林さん
大坪さん

## くんねっぷファン

### 利用者に寄り添った介護を

**後藤　雄大さん（東幸町　18歳）**

今月は、くんねっぷ静寿園で働いている後藤雄大さんにお話をうかがいました。

「津別生まれで中学生のときに訓子府に来ました。訓子府中学校卒業後、置戸高校に進学し、今年の4月から介護員として働いています」

「高校生のときに実習で介護の仕事に携わりましたが、実際に働いてみると、実習とは違い、利用者の方とどう接して良いのか分からないこともあり、苦労することが多いです。食事介助などの中で、笑顔で『ありがとう』などと言われるとうれしいですね。これからは利用者の方の気持ちに寄り添い、喜んでもらえるような介護をしていきたいです」

「時間ができたら、体を動かすことと自然が好きなので、登山をしてみたいですね」





## 姉妹まちからのお便り　高知県津野町

### 笑顔で交流、津野町を満喫
### 第28回 龍馬と歩こう脱藩の道

「第28回龍馬と歩こう脱藩の道」（主催・葉山龍馬を愛する会）が3月25日に開催され、県内外から約160人が参加。維新の雄、坂本龍馬の脱藩に思いをはせながら津野町の歴史や人物・文化に触れた一日となりました。

初夏を思わせる陽気の中、朽木峠への登りの山道では汗をぬぐいながらの〝脱藩〟となりましたが、それぞれが思い思いのペースで楽しんだ様子で峠の関所に次々と集結。昼食の特設会場「脱藩広場」では用意された羽釜飯や軍鶏肉入りのレンゲ汁に舌鼓を打っていました。

昼食後は三間川から樺ノ川、西谷へと景色を楽しみながらゴールのかわうそ公園をめざしました。

沿道の各所では工夫を凝らした心温まる「お接待」もあり、参加者の皆さんは地元の方々との交流を深め、津野町を満喫しました。また、この日は桜の満開時期とちょうど重なったこともあり、「行く先々でお花見もできたので良かったね」と喜んでいました。

イベントの名物、「おらが龍馬大賞」では、高知市から参加の中井優菜・詞花さん姉妹が見事な扮装と雰囲気で優勝、参加者の皆さんから大きな拍手を受け、閉会式を盛り上げていました。

イベントの様子

## わたしたちの国民年金

### 保険料後納制度

後納制度とは、過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方が申し込みをすることにより、保険料を納めることができる期間が、過去2年から5年に延長されるもので、平成30年9月までの期間限定の制度です。

ただし、老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

**■申し込みはお早めに！**

①申し込み後に納付が可能な期間の審査があり、結果のお知らせが届きます。

②後納制度の保険料には、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

③後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めます。

**■保険料の免除期間はどうなるの？**

○**利用できる場合**　一部免除された期間のうち、未納となっている期間

**※この場合の後納する保険料は、全額未納とみなされるため、一部ではなく1か月分の保険料が必要となります。**

○**利用できない場合**　全部免除や一部免除（一部納付済）、若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間。この期間の保険料を納める場合は、追納制度をご利用ください。

**■問合せ**

・ねんきん加入者ダイヤル
（☎ 0570-003-004）

・北見年金事務所（☎ 33-6007）
音声案内にしたがって、②を押したあと②を押してください。

**納め忘れはありませんか？国民年金保険料**